

コクリエでんき

(需給契約要綱)

令和4年11月1日実施

北海道電力コクリエーション株式会社

コクリエでんき

1 契約種別

この需給契約要綱（以下「この契約要綱」といいます。）の契約種別は、コクリエでんきB、コクリエでんきCおよびコクリエでんきDといたします。

2 コクリエでんきB

(1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

イ お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。

ロ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること。

ハ 1 需要場所において動力を使用する需要に適用する契約種別（以下「動力契約種別」といいます。）とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力（需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの契約電流と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電流

契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用

しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|------------|-----------|
| 契約電流10アンペア | 330円77銭 |
| 契約電流15アンペア | 496円16銭 |
| 契約電流20アンペア | 661円54銭 |
| 契約電流30アンペア | 992円31銭 |
| 契約電流40アンペア | 1,323円08銭 |
| 契約電流50アンペア | 1,653円85銭 |
| 契約電流60アンペア | 1,984円62銭 |

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|------------------------------------|--------|
| 最初の120キロワット時までの1キロワット時につき | 23円26銭 |
| 120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき | 29円36銭 |
| 280キロワット時をこえる1キロワット時につき | 32円97銭 |

ハ 最低月額料金

イおよびロによって算定された基本料金と電力量料金との合計が次の金額を下回る場合は、その1月の料金は、次の金額および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

| | |
|--------|---------|
| 1契約につき | 243円28銭 |
|--------|---------|

(5) その他

イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ロ この契約要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

ハ 当社は、標準約款17（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。

ニ この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

3 コクリエでんきC

(1) 対象となるお客さま

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協

議が整ったお客さまを対象といたします。

イ お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。

ロ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

ハ 1 需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力（需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|-------------------|---------|
| 契約容量1キロボルトアンペアにつき | 330円77銭 |
|-------------------|---------|

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|---|--------|
| 最初の 120 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 23円26銭 |
| 120 キロワット時をこえ 280 キロワット時までの 1 キロワット時につき | 29円36銭 |
| 280 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき | 32円97銭 |

(5) その他

- イ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。
- ロ この契約要綱から他の契約種別に変更された後 1 年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。
- ハ 当社は、標準約款17（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。ただし、料金適用上の電力量区分の日割計算は、別表 2（料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式）によるものといたします。
- ニ この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

4 コクリエでんきD

(1) 対象となるお客さま

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当し、かつ、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- イ お客さまが 1 年を通じてこの契約要綱の適用を希望されること。
- ロ 契約電力が原則として50キロワット未満であること。
- ハ 1 需要場所において電灯または小型機器を使用する需要に適用する契約種別（以下「電灯契約種別」といいます。）とあわせて契約する場合は、契約電流、契約容量または契約電力（需給契約要綱の定めにより最大需要電力にもとづいて契約電力を定めるお客さまが、新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、契約設備電力といたします。）と契約電力（お客さまが新たに電気の供給を受ける場合または需要場所における主開閉器の定格電流を変更される場合等は、別表 1〔契約設備電力の算定〕によって算定された契約設備電力といたします。）との合計（この場合、10アンペアおよび1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が原則として50キロワット未満であること。
ただし、1 需要場所において電灯契約種別とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、一般送配電事業者が低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イおよびロに該当し、かつ、ハの契約電流、契約容量または契約電力と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧につい

ては、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、標準約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、標準約款別表2（燃料費調整）(3)によって算定された燃料費調整額を差し引き、または加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

| | |
|---------------|-----------|
| 契約電力1キロワットにつき | 1,185円97銭 |
|---------------|-----------|

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

| | |
|------------|--------|
| 1キロワット時につき | 17円15銭 |
|------------|--------|

(5) そ の 他

イ 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

ロ 契約期間満了に先だって、原則としてこの契約要綱以外の他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

ハ この契約要綱から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの契約要綱を適用いたしません。

ニ この契約要綱に定めのない事項については、標準約款によるものといたします。

附 則

1 実施期日

この契約要綱は、令和4年11月1日から実施いたします。

2 契約容量および契約電力についての特別措置

- (1) 3（コクリエでんきC）(1)または4（コクリエでんきD）(1)に該当し、お客さまが希望され、かつ、当社との協議が整った場合には、契約容量または契約電力は、3（コクリエでんきC）(3)または4（コクリエでんきD）(3)にかかわらず、当分の間、契約負荷設備の内容を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。この場合、契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

なお、この場合の契約容量または契約電力が、負荷の実情に比べて不相当と認められるときには、原則としてこの特別措置を適用いたしません。

- (2) (1)により契約容量または契約電力を定めているお客さまが、需要場所における負荷設備を変更される場合には、原則として、3（コクリエでんきC）(3)または4（コクリエでんきD）(3)により契約容量または契約電力を定めます。

3 この契約要綱の実施にともなう切替措置

料金その他の供給条件については、次のとおりといたします。

- (1) 令和4年10月の検針期間等の終期までは、変更前の需給契約要綱のコクリエでんき（令和2年4月1日実施。）を適用いたします。
- (2) 令和4年11月の検針期間等の始期以降は、この契約要綱を適用いたします。

別 表

1 契約設備電力の算定

- (1) 契約設備電力は、原則として、主開閉器の定格電流にもとづき標準約款別表3（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定いたします。この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。
- (2) (1)によりがたい場合は、負荷設備の容量等を基準として定めるものといたします。
- (3) 契約設備電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

2 料金適用上の電力量区分の日割計算の基本算式

日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が30日を上回る場合には、日割計算を行わないものといたします。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 160 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{30 \text{ 日}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいい、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。また、第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。